

社会福祉法人愛世会役員等報酬規程

(目的)

第1条

この規定は社会福祉法人愛世会の理事、評議員、監事（以下、「役員等」と言う。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条

役員等が理事会、評議員会、監査の実施や理事長若しくは理事会の委任による業務を執行した場合は日額10,000円の報酬を源泉徴収のうえ現金で支給する。

(費用弁償)

第3条

理事会、評議員会の出席等業務遂行による費用弁償は支給しない。

ただし、理事長若しくは理事会の委任により出張する場合は社会福祉法人愛世会旅費規程を適用する。

(適用除外)

第4条

社会福祉法人愛世会給与規程による給与を受けている役員等は、この規程を適用しない。

附則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。

平成24年1月30日制定の役員費用弁償規定は廃止する。